専攻の区分「法学」の修得単位の審査の基準の改正について

平成 29 年度より専攻の区分「法学」の修得単位の審査の基準を改正します。
改正後の審査基準による学位授与申請の受付は，平成 29 年度４月期からとなります。

専攻の区分	専攻分野の名称
20　法　学	法　　学

法学は，法に関する基本的な考え方から，人間社会における法の実際の働きや効果に至るまで，法をめぐる様々な問題を取り扱う分野である。法は，人と人との間の関係を規律するルールであると同時に，国家と個人，国家と国家の間を規律するルールでもある。その対象とする領域は人間社会の様々な領域に幅広く及び，各法分野は相互に関連しているので，学士のレベルでは，できるだけ幅広く各法分野の科目を学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（48 単位以上）	
	○公法学に関する科目（８単位以上） ○民事法学に関する科目（16 単位以上） ○刑事法学に関する科目（８単位以上） ○基礎法学に関する科目（４単位以上） ○国際関係法に関する科目（４単位以上） ○法学に関する概論的・総合的な科目	「憲法」の科目を含むこと
	関連科目	
	◇政治学に関する科目 ◇経済学に関する科目 ◇社会学に関する科目	

■専門科目の例■

○公法学に関する科目
憲法，比較憲法，国法学，行政法，地方自治法，租税法，税法，教育法など

○民事法学に関する科目
民法，財産法，物権法，債権法，家族法，身分法，相続法，商法，会社法，有価証券法，証券取引法，保険法，海商法，金融法，民事訴訟法，破産法，会社更生法，倒産法，民事執行法，裁判法（民事），労働法，社会保障法，経済法，産業法，無体財産権法，工業所有権法，著作権法，知的財産権法，消費者法，信託法など

○刑事法学に関する科目
刑法，刑事訴訟法，裁判法（刑事），少年法，経済刑法，刑事学，刑事政策，犯罪学など

○基礎法学に関する科目
比較法，外国法，英米法，イギリス法，アメリカ法，フランス法，ドイツ法，スペイン法，社会主義法，ソビエト法，アジア法，法制史，法史学，日本法制史，西洋法制史，東洋法制史，中国法制史，法思想史，法学史，ローマ法，法哲学，法社会学，法医学など

○国際関係法に関する科目
国際法，国際公法，海洋法，国際組織法，国際経済法，国際私法，渉外私法，国際取引法，国際民事訴訟法など

○法学に関する概論的・総合的な科目
法学，法学入門，法律学入門，法学概論，環境法，現代社会と法など